

おと さだ
乙 貞

第251号 通巻43第6号
令和6（2024）年2月1日発行

守山市立埋蔵文化財センター
〒524-0212 守山市服部町2250番地

TEL&Fax 077（585）4397
Mail maizobunkazai@city.moriyama.lg.jp

遅ればせながら、令和6年能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の皆様方に謹んでお見舞い申し上げます。

新年を祝うべき元旦の地震災害はその発生から早ひと月が経ち、2月を迎えました。旧暦では、如月とも呼ばれます。平安時代中期の和歌集・好忠集に「わぎもこが 衣きさらご 風さむみ ありしにまさる 心ちかもする」と詠まれているように、余寒が厳しいために衣を更に重ね着する「衣更着」から如月をきさらぎと読むようになったとされます。新暦の現在とはおよそ1カ月のギャップがあり、旧暦2月はちょうど3月頃の季節感になりますが、今はまさに大寒の時期、地震で被害を受けたインフラの復旧が遅々として進んでいない被災地の皆様の日々の生活を慮ってやみません。

如月など、和風月号ももとは中国の暦文化に由来します。中国の字書・爾雅には、「2月は如とする」と記されていて、寒い冬が終わり、春に向かって万物が次第に活動し始めるという語彙を持つ如が充てられています。

被災地の皆様方には、どうか如月のごとく、早急に復興が進み、安寧が訪れますことを重ねてお祈りいたします。

発掘調査だより

金森西遺跡第6・7次調査の成果

乙貞前号でも掲載しました金森西遺跡第6次調査は、市道金森-杉江線拡幅工事に先立ち10月2日から12月5日までの調査期間で終了しました。また、第7次調査は歯科医院建築に伴い、第6次調査に引き続き12月6日から実施し、令和6年1月9日に終了しました。

調査地は金森町字仁願寺309番1他に所在します。調査区配置図のとおり、第6次調査地は現況道路南側の道路拡幅箇所に設けたA～C区で、第7次調査地は現況の市道金森-杉江線北東側に位置するD、E区になります。

調査の結果、第6次調査のA～C区からは、竪穴建物（SH-1～5）の他、溝（SD-1～15）、土坑（SK-1、2）と柱穴を検出しました。

第6次調査に引き続き実施した第7次調査では、D、E区から、竪穴建物（SH-6～10）の他、井戸（SE-1、2）、土坑、溝（SD-16～28）、柱穴を検出しました。

第6・7次調査地検出遺構は、やや時期の降るS



E-1、2を除いて、概ね弥生時代後期終末（庄内式併行期）の範疇に収まるものと考えられます。ここでは、第6、7次調査の成果を一連の遺構と捉え、竪穴建物と井戸、溝について、その概要を報告します。

【竪穴建物】

まず、竪穴建物はいずれも調査区外に広がっていて、全容は把握できていませんが、断片的な検出を含めて10棟を検出しています。確認できるものは、いずれも平面方形状で、周壁溝が廻り、床面中央に炉跡、東南辺中位に貯蔵穴に比定される土坑を備えていて、守山市内の弥生時代後期から終末期の竪穴建物では標準的な空間配置といえます。建物規模は、一辺3.5mのSH-9を除くと5m台を測ります。

また、A区の竪穴建物SH-5、あるいはD区で重複する3棟の竪穴建物SH-6～8は、3～5m北東側に建物に向けて内湾する弧状の溝を検出しています。おそらくは竪穴建物に付随する排水溝と想定されます。

【井戸】

SE-1、2をD区の東南半で検出しました。径はともに約1mで、深さはSE-1が1m、SE-2は1.2mを測ります。前記したとおり、竪穴建物や溝、土坑の時期を下るものと考え



A区調査地全景写真



B区調査地全景写真



C区調査地全景写真

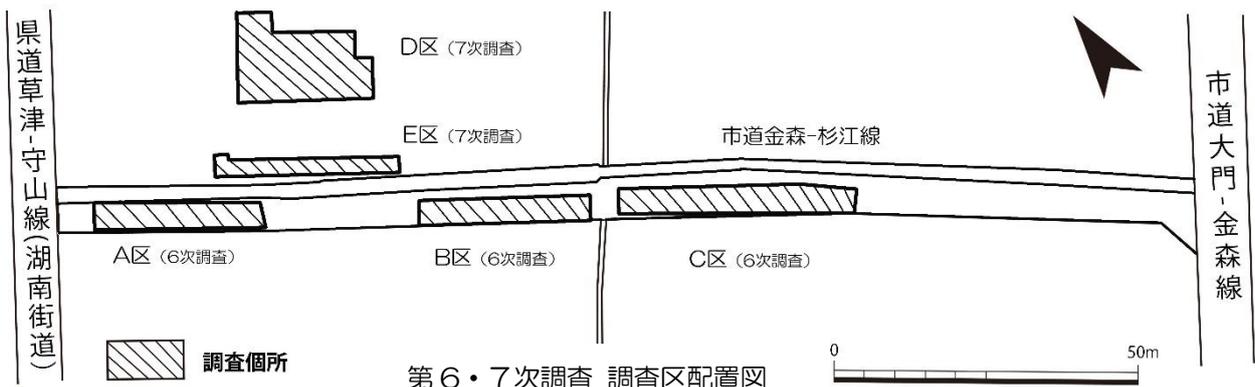


D区調査地全景写真

られます。

【溝】

A～E区の調査で、都合28条の溝を検出しました。詳らかに性格付けすることはできませんが、A区のSD-13、14とD区のSD-21～23は竪穴建物に付随する排水溝と考えられます。また、B区で検出したSD-4は、南北方向に流れる溝で、7次調査地のD区でも検出しています。溝幅約2.5m、深さ80cmを測り、B区の東



第6・7次調査 調査区配置図



E区調査地全景写真

岸約2mの範囲で、杭を打ち並べ、板材を上下に組み合わせた遺構を検出しています。川岸の補強工事の痕跡と考えています。

以上を現地調査終了段階での調査成果のまとめとしますが、今回の調査で検出した排水溝を備えた竪穴建物の検出例は、市内では下長遺跡、県内外の弥生時代後期の集落でも類例が散見できます。

SD-4に見られる川岸の杭と板材からなる補強工事の痕跡とした遺構の検出を考えあわせると、弥生時代後期の金森西遺跡は必ずしも高燥地ではなく、そのような立地に集落を営むための所産ではないかと考えています。

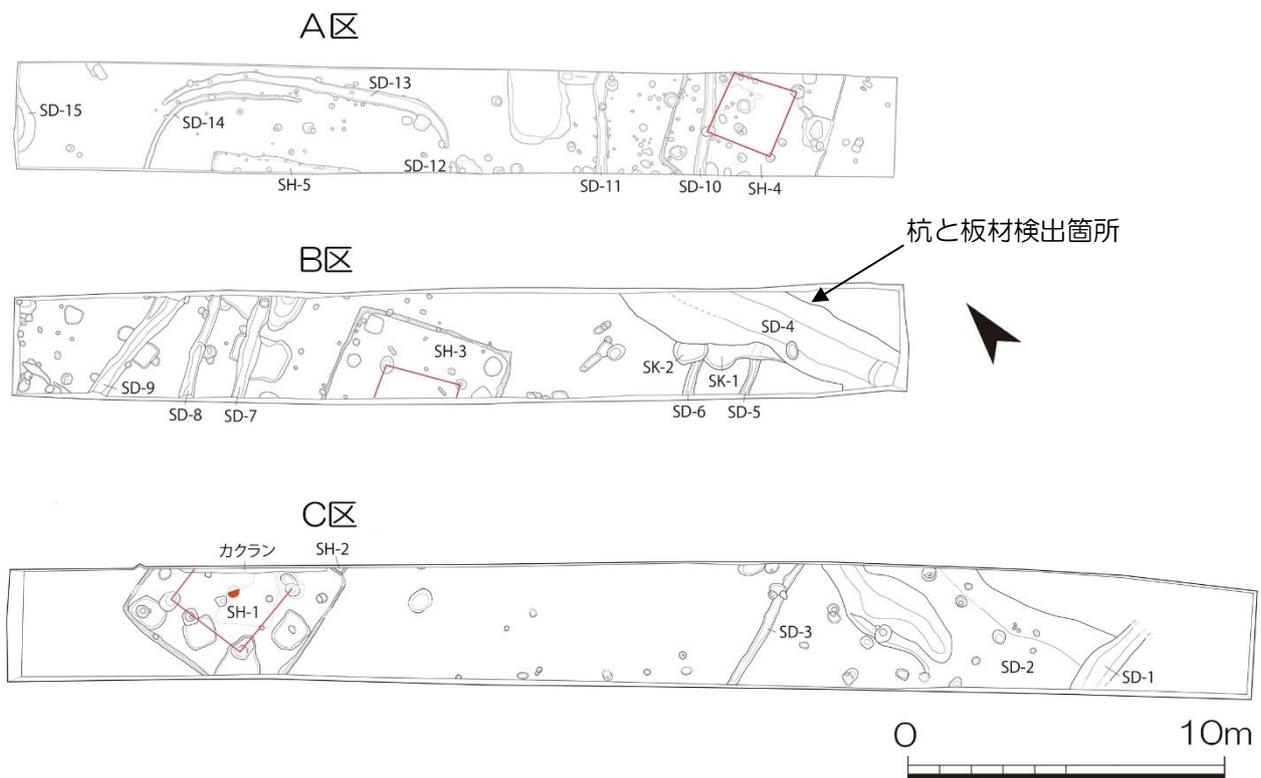
金森西遺跡では、昭和52年（1977）に湖南中部流域下水道管理用道路、現在の県道草津守山線（湖南街道）建設工事に先立ち初めて調査が行われ、平成27年度にも同線改修工事に伴う調査が実施されています。

いずれの調査でも弥生時代後期～古墳時代前期の遺構、遺物を検出していますので、既往調査成果との関係性も視野に入れながら、今回の調査成果の精査を進めていきたいと思ひます。（沖田）

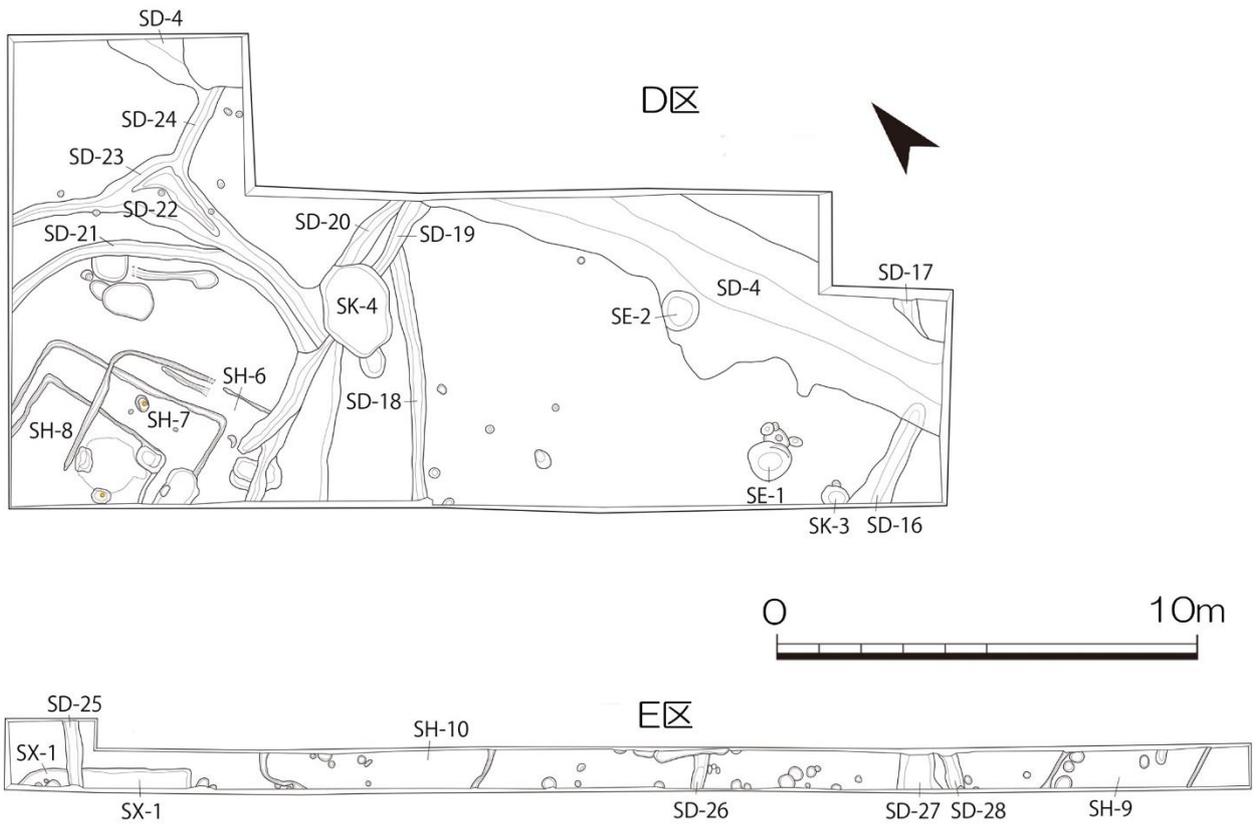


B区 SD-4 遺構検出写真

第6次調査 A～C区検出遺構平面図（D、E区平面図は次頁に掲載）



第7次調査D・E区検出遺構平面図



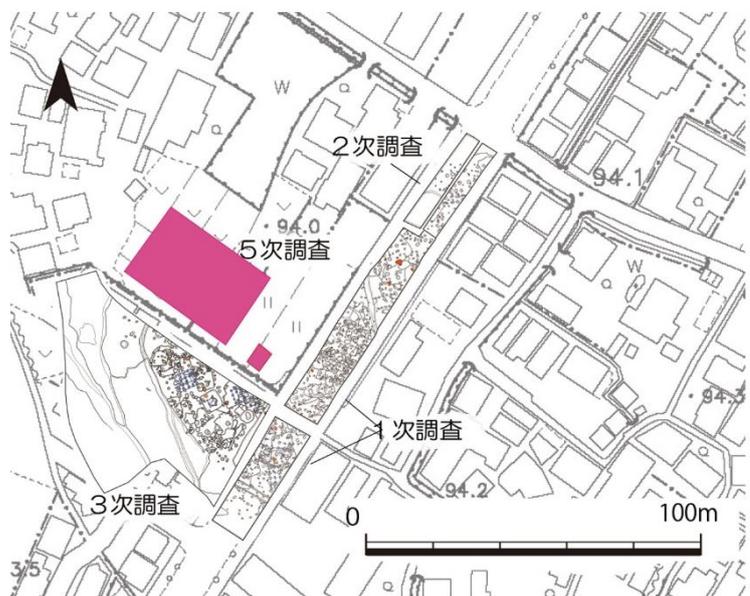
阿比留遺跡第5次調査

先月中旬より小島町字三ノ坪において、阿比留遺跡第5次調査に着手しました。調査場所は市道播磨田-川田線（くすのき通り）の近接地で、店舗建築工事に先立って面積約890㎡の発掘調査を実施するものです。

現在は遺構検出作業を行っていて、調査成果については今後の乙貞でお伝えしますが、ここでは、既往調査を整理し、今回の調査を展望してみたいと思います。

阿比留遺跡の調査の端緒は、平成3年（1991）の市道小島-川田線（現在のくすの木通り）改良工事に伴う1、2次調査に遡ります。その後、くすの木通りの開通に誘発された宅地造成工事（3次調査）、個人住宅建築（4次調査）に伴う都合4次の調査によって、古墳時代～鎌倉時代の集落跡として周知されています。中でも、古墳時代中・後期の集落跡が阿比留遺跡を特徴づけています。

1次調査では、韓式系土器や初期須



今回調査地と既往調査位置図

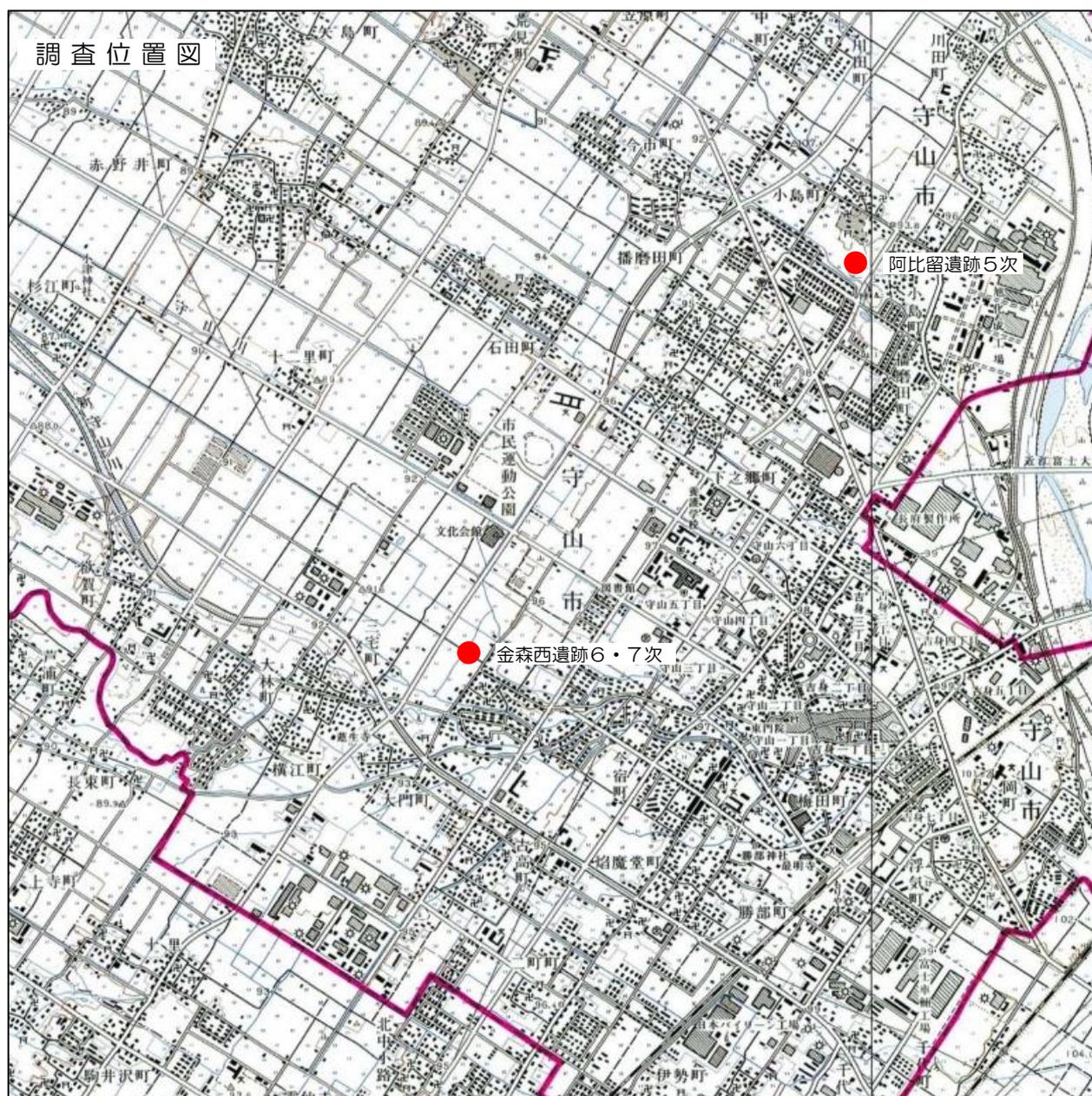
恵器が出土していることから、古墳時代中期の5世紀前半に集落が形成され営まれ始めたことや、その集落には渡来人が起居していたことを想起することができました。その後の第3次調査



左：1次調査遺構検出風景 右：3次調査出土遺物写真

でも、渡来人の存在を追認することができた他、祭祀行為のあったことを示す5世紀後半～6世紀代の剣・刀形や琴とともに出土した刀・剣鞘は、韃の羽口や鉄滓の出土と相まって、小鍛冶を行っていた集落と指摘されています。

今回の調査地は、図のように第3次調査地北東側に隣接していて、これまでの調査成果から描かれている遺跡像をさらに鮮明化できるものと思います。（畑本）



会員募集中！ 埋蔵文化財センター友の会に入会しませんか？

埋蔵文化財センター友の会は、歴史や遺跡などの文化財に興味のある者の集まりです。地域の歴史はもとより日本の歴史を楽しく学びため、年4～5回、県内外の博物館や資料館、史跡、社寺仏閣の見学を行なっています。

歴史や文化財に興味のある方のご入会をお待ちしています。

■ 昨年の友の会活動 ■

令和4年度第4回見学会
京都府向日市・長岡京市の史跡～惠解山古墳他を見学



令和5年度第1回見学会
甲賀市水口市街を見学！



令和5年度第2回見学会
青春18切符・夏旅
兵庫県方面 五色塚古墳
兵庫県立考古博物館見学



令和5年度第3回見学会
三重県松阪市宝塚古墳公園他見学



これまでの乙貞や新着情報は、『歴史のまち守山』や Face Book からご覧いただけます！



←歴史のまち守山はコチラから
<http://moriyama-bunkazai.org>

守山市立埋蔵文化財センターFacebook ページはコチラから▶
<https://www.facebook.com/MaibunMoriyama/?ref=bookmarks>



【後記】「一月往ぬる 二月逃げる 三月去る」は、正月行事に始まり、春先にかけて歳時が目白押しとなり、毎日があっという間に過ぎていくことを喩えた言葉です。特に平年は28日で月末を迎える2月は猶更のことで、「2月は逃げて走る」の引用句が流布したようです。しかし、今年は閏年の廻り年、その逃げ足は一日分が遅くなります。

ご存じのとおり、現在の世界標準に近いグレゴリオ暦（太陽暦）は地球が太陽を一回りする周期（太陽年）約365.2425日を1年とする誤差を閏年でリセットしています。しかし、かつては月の満ち欠けを一カ月とする太陰太陽暦（旧暦）が使われていました。その結果、旧暦の一年は約354日となり、年間10～11日の不足分を2～3年に一度の閏月、つまり13カ月目の閏4月を入れて太陽暦に合わせていました。

明治5年（1872年）11月9日、それまでの太陰太陽暦（旧暦）から太陽暦（新暦）への改暦の詔書が布告され、そのわずか23日後の12月3日を新暦の明治6年1月1日としました。

大変な混乱が生じたことは容易に想像できます。欧米列国に肩を並べるための必然はありますが、猶予期間の短い中、敢えて改暦を断行したのは、財政的に脆弱であった明治政府が、月給制であった官吏の改暦前の12月分と閏4月分の給与支出を回避するために断行したのではないかと憶測があります。事の真偽はわかりませんが、歴史の妙味がうかがえます。

（馬耳東風）